

事業者排出量削減報告書

(宛先)京都市長		平成26年7月28日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路千両松町126		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京都環境保全公社 代表取締役 檀野恭介 電話 075 - 622 - 8080					
主たる業種	産業廃棄物処理業	細分類番号	8	8	2	2	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	産業廃棄物のリサイクルの推進、日常的な省エネ活動の推進に取組み、平成22年度を基準に平成25年度までの温室効果ガスを毎年3%削減する。(3ヶ年で9%削減)						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの適正な運用並びに環境の保全及び改善の為に定期的(月1回)に開催する環境委員会の下に省エネ部会を組織し、削減計画の進捗管理を実施している。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	38,261.4 トン	37,547.3 トン	38,596.4 トン	36,352.1 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	38,261.4 トン	37,547.3 トン	38,596.4 トン	35,987.6 トン	-2.3 パーセント	
実績に対する自己評価		排出量の約90%を占めるプラスチックの焼却量が計画通りに削減できなかったために、総排出量の削減目標を達成できなかったが、25年度エネルギー起源の排出量は基準年度比で約8.9%削減することができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(産業廃棄物処理量)	87.00	85.00	86.40	81.82	-2.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量					パーセント
実績に対する自己評価		廃プラの焼却係数を組成調査結果に基づき、0.74から0.7に見直したことにより、廃棄物処理量は24年度と大きく変わらないにも関わらず、排出量が削減し、原単位が悪化した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
		47.0 トン	88.0 トン	105.0 トン	123.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	電力測定計を有効活用した節電の取組み					
	(24)年度	I D F (誘引通風機)のインバータ化					
	(25)年度	デマンド監視装置によるリアルタイムでの消費電力の把握と管理					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	社員行動指針実行項目に毎年16日をノーマイカーデーと定め、実施に努めた。16日が休業日の場合は、その前後の営業日に実施した。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	月平均で57名の社員が実施した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	364.5 トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	364.5 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 「DO YOU KYOTO?プロジェクト」ライトダウン、ノーマイカーデー及び環境家計簿の取組に参加。 京都市エコドライブ推進事業所へ登録。 当社版カーボンフットプリントの情報を提供することにより、既存顧客へCO2削減の提案を実施。 						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 京都版CO2排出量取引制度を活用してCO2を削減した中小企業より577.3tのクレジットを購入し、この内、364.5tを活用した。・環境省CO2削減ポテンシャル診断を受診した 						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。